

# キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと大学の教育研究環境配慮義務

松本 克美

「大学におけるセクシュアル・ハラスメントという行為は、安全な環境、平等な関係を壊す暴力であり、さらには教育権、労働権、学習権、学問の自由、身体への自己決定権を侵害する。」(渡辺和子<sup>1)</sup>)

## I はじめに

日本で初めてセクシュアル・ハラスメント(以下SHと略す)訴訟の判決が出されたのは、今から10年前のことである<sup>2)</sup>。以来、既に70件近い判決が蓄積され、原告(被害者)からの請求の認容率も9割に近い<sup>3)</sup>。従来の判決例の中でSHは法的には例えば次のように定義されている。SHは、「法的責任の根拠として用いる場合には『相手方の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を(著しく)悪化させること』などと定義づけられるが・・・」(京大矢野事件・小野訴訟判決<sup>4)</sup>)。この定義にもあらわれているように、SHを他の性犯罪(的行為)から区別する本質は、それが性的自己決定権の侵害及び労働に関する自己決定権の侵害という二重の意味での自己決定権の侵害をもたらす点にある<sup>5)</sup>。

ところで「企業から大学へ」<sup>6)</sup>といわれるように、SHに対する法的責任が問われる場として、近時、これまでの労働現場に加えて、大学が舞台となったセクシュアル・ハラスメント(以下、これをキャンパス・セクシュアル・ハラスメントと呼び、CSHと略す)訴訟が目立つようになってきた(現在までに20件近い)。本稿では、企業などの労働現場でのSHに対比してのCSHの特徴を分析した上で、単なる宣言的な努力目標としてではなく、CSHに対して大学が学生・院生に対して負う教育・研究環境を提供すべき債務の中の本質的義務として、CSHな

どが起きないように防止し、また不幸にして起きた場合には適切に対処すべき法的な教育研究環境配慮義務が含まれているという視点を提起したい。その限りで本稿は主として教員から学生・院生に対して行われるCSHを対象とする。

## II キャンパス・セクシュアル・ハラスメントをめぐり問題状況

### 1 増大するCSH訴訟と背景

現在、少なくとも13件のCSH訴訟が提訴され、そのうち6事件につき12判決が下されている<sup>7)</sup>。判決は最初の秋田県立農業短大事件地裁判決を除き残りはすべて原告の勝訴となり、SHが認定され、秋田事件でも控訴審で逆転して原告側勝訴となっている<sup>8)</sup>。原告はいずれも女性で、被告は男性の大学教授である。原告のうち学部学生が5件(うち学生同士が2件)、院生が5件、留学生が1件、研究助手・副手が2件である。

こうしたCSH訴訟の進展の背景は、ひとつは日本においても労働現場でのSH訴訟が進展してきたこと、他方で京大における矢野事件が、加害者とされた矢野元教授から被害者や被害者を支援し矢野元教授を批判する京大の小野元教授への名誉毀損訴訟に発展し、その裁判の中で「レイプに始まるさまざまじいセクハラ」などという表現のもととなった被害者の手記内容は事実として認められるとして、矢野元教授の被害者等に対する名誉毀損に基づく損害賠償請求を棄却する判決がでた<sup>9)</sup>ことなどを契機として、深刻なCSHの実態が一挙に社会にあり出されるようになったことが挙げられる<sup>10)</sup>。この矢野事件を契機に1995年には「女性学教育ネットワーク」の有志が実態調査を始め、1997年にはこの調査に加わった研究者らを中心に、京都で「キャンパス・

セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」が正式に発足している。

更に、1999年には男女雇用機会均等法が改正され、セクシュアル・ハラスメントについての使用者の配慮義務が規定されたのを受けて、文部省が国立大学にセクシュアル・ハラスメント防止のガイドライン設置についての通知を出し<sup>11)</sup>、これが私立大学をも含めたガイドライン設置の動きにつながった。キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークのアンケート調査によると、回答大学324校のうち、既に策定が91校・28%、作成中73校・22.5%、作成予定93校・28.7%、予定なし66校・20.4%とされている<sup>12)</sup>。とくに近年はこうしたガイドライン設置を背景にした加害者とされた教員の懲戒処分事件や、それに対する地位確認訴訟なども目立っている<sup>13)</sup>。

## 2 CSHの実態と特徴

### (1) 実態

CSHの実態は、問題が性にかかわることであり、また被害を公にすることがセカンド・セクシュアル・ハラスメント<sup>14)</sup>をもたらし余計に被害者に不利益になるおそれもあるだけにその実態を知るのが困難な側面がある。前述した95年の女性学教育ネットワークの調査によれば、学部学生の場合、加害者の53%が学生、37%が教員であり、被害者が院生の場合には、加害者の26%が院生、63%が教員という回答があったと報告されている<sup>15)</sup>。その他の調査でも被害者が学部学生の場合には加害者が学生(とくに先輩)である率が高く、被害者が院生であると教員が加害者である率が高いという実態があるようである<sup>16)</sup>。アメリカのカリフォルニア・パークレー校では女子学生400人中、31%が教授から望まない性的関心や誘いを受けた回答があるとの報告もある<sup>17)</sup>。

### (2) CSHの特徴

#### ① 大学における権力構造

CSHの本質的特徴として挙げられるのが大学における権力関係の存在である。この権力関係は大学におけるジェンダー構造によっても媒介されている<sup>18)</sup>。個々の教員が成績評価権や人事権を有してい

る大学は他の職場に比べても「対価型」のSHが起りやすいとの指摘がされている<sup>19)</sup>。SHを行う教員はキャンパスを「暴走するダンプカー」であるとする沼崎一郎は、教員個人に「報酬勢力」「強制勢力」「正当勢力」「参照勢力」「エキスパート勢力」の集中があることを指摘する<sup>20)</sup>。上記実態調査でも教員による被害の割合が多いのは学部学生よりも院生であり、また大学院生でもとくに博士後期課程の方が被害者が多いことが指摘されている<sup>21)</sup>。これは、教員と院生との間に、より緊密な個人的指導関係が生まれ、かつ、論文指導や研究報告、就職の世話、学会デビューなどでより強い権力関係が生まれてしまうおそれがあることに起因しよう<sup>22)</sup>。また教員と職員との間の関係でも、上司がとくに元指導教授・教官である場合にも、同様のことが妥当しよう<sup>23)</sup>。

#### ② 「教育」の特性

さらに研究指導を含む教育ということ自体が、一方が他方を指導するという「指導—被指導関係」を本質的に含んでいる。教育関係は専門知における教員の本来的優越性を内在しており(そうでなければ教えられない、指導できない)、そのことに発生する「指導—被指導関係」は、それが合理的な内容をもつものであれ、権力的関係に転化しやすい。沼崎は、教員が「何時に研究室に来るように」と指示することのできる権限を持つことに注意を喚起している<sup>24)</sup>。このことは、教育上の指導—被指導関係がともすれば、教員と学生・院生間の「支配—従属関係」に転化しやすいことを示している。

#### ③ 大学をめぐる「自立性」

さらに大学では自立の尊重との関係で「自立した個人」が前提されやすい。加害者となることが多い教員は「学問の自由」にも守られて強い自立性を有している。従って、他の大学構成員は、それが同僚であっても、或いは教授会であっても干渉しにくい<sup>25)</sup>。また被害者も成人である、あるいはそれに近いという点で、高校生以下のスクール・セクシュアル・ハラスメント<sup>26)</sup>と異なり、自立性をより語ることができる。そのことは加害者たる教員からの「自由恋愛」であった、「合意」の上だという弁解ないし思い込みを生ませることもつながる。

また大学は組織としても、「大学の自治」や「学

部の自治」の理念のもとに、社会に対して閉鎖的で、他学部のことには不干渉で、自らの組織を外に対して防衛するという特徴を有している。こうしたアカデミズムの「聖域」「自治」が「構造的に深刻な性差別を再生産」するといわれる所以である<sup>27)</sup>。

#### ④ 被害の特徴

CSHの被害は軽いものではなく、ある意味で労働現場におけるセクシュアル・ハラスメント以上に深刻である。牟田和恵は、「セクハラ被害に逢ったために将来への希望や進路が大きく歪められることもある「取り返しのつかなさ」が、人生において学生時代という短い特別な時期に起こるキャンパス・セクハラ被害の深刻さの最大の特徴」と指摘している<sup>28)</sup>。また院生の場合は、自分の望む研究テーマ、研究分野での研究者としての自立の道をあきらめなければならないという深刻な事態も発生しかねない。

次に、このような特徴を有するCSHについて加害者に法的責任を追及するために近時着目されている「教育上の支配従属関係」概念について、その意義と限界を検討したい。

### Ⅲ 「教育上の支配従属関係」概念の意義と課題

#### 1 東北大学大学院事件を検討素材に

まずこの概念を用いて直接の加害者たる指導教員のセクシュアル・ハラスメントについての法的責任を認め、性被害の特質及び大学におけるSHの特質を明確にしている東北大学大学院事件（末尾表IA7, 11参照）を素材に検討しよう<sup>29)</sup>。事案は東北大学大学院の博士前期課程に入学した女子院生に対し、男性の指導教官が論文指導者としての地位を濫用して、研究室の内外で不快な性的言動を行い、更に女子院生の意に反して性的関係がもたれるなどの関係が一年半以上にわたりつづいたことに対して、院生がこの教官に慰謝料等を請求した事件である。

一審判決は、被告の行為について、「教育上の支配従属関係」を利用したセクシュアル・ハラスメントによる「良好な環境の中で研究し教育を受ける利益」「性的自由」「私生活の平穩」の侵害であるとして、従来のSH訴訟と比べても高額な慰謝料750万

円（それまでの最高額の300万円の2倍以上）を認容した（控訴審判決では更に加えて150万円の弁護士費用を認容した）。

#### 2 「教育上の支配従属関係」論

本件における被告の主張の特徴は、自分に影響力はなく、院生との関係は恋愛関係であったのだから、法的責任はないとする点にある。これはCSH訴訟において多く主張される論点である。これに対して、本判決は、原告と被告の関係を「教育上の支配従属関係」とみることによって、院生がこの教員に嫌と明確にいえない関係がつけられていたとし、教員による性的言動、働きかけに対して、「原告が指導を放棄されることを恐れて強い拒絶ができないことに乗じて」なされたものであり、原告の自由意思を侵害したものであると指摘している。

更に本判決の控訴審判決では、両者の関係は「次第に教育上の支配従属関係が強化されていったものであり、それといわば比例するような形で控訴人の被控訴人に対する性的行動がエスカレートしていった」「この時期は、被控訴人にとって、自己の研究者としての将来を左右し兼ねない論文作成や研究発表を控えていたので、被控訴人としては、これらの作業や評価につき影響力をもつ控訴人の意思に逆らえなかった」ことを指摘している。水谷英夫は、SH訴訟の蓄積の中で、「支配従属関係下の当事者の合理性行動を前提とした経験則が形成されてきていることを指摘しているが<sup>30)</sup>、本判決はまさに教育現場における教員と学生・院生間の教育上の支配従属関係を明らかにした上で事実認定と法的評価を行っている点で意義がある。

#### 3 教育における人間関係像

ところで私見も「教育上の支配従属関係」という概念が、大学における権力構造を可視化するために非常に有効な概念であると考えられる。牟田和恵も指摘するように「セクシュアル・ハラスメントとは、権力関係が介在するために問題が起こってくる」「教師—学生との関係は、生計のかかる職場の上司—部下関係よりも、はるかにキツイ権力関係をなしている場合がある」のである<sup>31)</sup>。

しかし、にもかかわらず、教員と学生・院生との人間関係をもし本質的に「教育上の支配従属関係」にあると規定するのであれば、それはCSHを防止する主体を形成していく上で、かえってマイナス面をもつ人間関係像の提起になってしまうのではないか。私見によれば、教員—学生・院生関係の本質は「支配—従属関係」ではなく、「指導—被指導関係」と捉えるべきであり、ただその関係が「支配—従属関係」へと転化してしまう中でCSHが発生するだという捉え方を提起したい<sup>32)</sup>。なぜなら、そもそもセクシュアル・ハラスメント問題の本質は、個人としての尊重の欠如・軽視、個人の自己決定権の侵害にあるのであるから、「支配・従属関係」という本質規定をするならば、教育関係は、支配する者と従属する者との関係ということになってしまい、個人の自立の否定につながりかねない。そうではなくて、教育関係の本質は支配従属関係ではなく、個人の自律を前提にした指導・被指導関係であり、それが支配従属関係に転化することをいかに防止するかということこそが課題なのではないか。そしてそのような指導・被指導関係の支配従属関係への転化を防止することにこそ、次に述べる大学の債務としての教育研究環境配慮義務の核心的意義があると考えられる。

#### IV 大学の教育研究環境配慮義務

##### 1 労働過程における使用者の責任

###### (1) 使用者責任

まず、大学以外の一般の労働過程におけるSHに関する使用者の法的責任を検討してみよう。ここで使用者の法的責任とは使用者が直接にSHの加害者となるのではなく、直接の加害者は被用者であるが、使用者にSHの防止ないし事後の処理としての適切さを欠いた場合の法的責任についてである。

福岡セクシュアル・ハラスメント訴訟判決（福岡地判92・4・16 判時1426・49）は日本で初めてSHについての使用者の責任を認めた判決であるが<sup>33)</sup>、そこでは使用者が民法の使用者責任の規定（民法715条）によって責任を負うべきことを次のように述べている。

「使用者は、被用者との関係において社会通念上

に伴う義務として、被用者が労働に服する過程で生命及び健康を害しないよう職場環境等につき配慮すべき注意義務を負うが、そのほかにも、労働遂行に関連して被用者の人格的尊厳を侵しその労働提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、又はこれに適切に対処して、職場が被用者にとって働きやすい環境を保つよう配慮する注意義務もあると解される。被用者を選任監督する立場にある者が右注意義務を怠った場合には、右の立場にある者に被用者に対する不法行為が成立することがあり、使用者も民法715条により不法行為責任を負うことがあると解すべきである。」

###### (2) 使用者の労働環境配慮義務とSHの防止義務

なおこの事件で、原告の主位的請求は、715条の使用者責任であったが、予備的請求の一つに被告が原告に対して信義則上負う「精神、身体の両面にわたり安全に働くことができるための労働環境整備義務」違反の債務不履行責任を主張していた。前者に基づいて使用者責任が認容されたために、後者はこの判決では論じられなかったが、私見は、使用者は安全配慮義務を含む労働環境配慮義務の中の義務として、SHのない労働環境を整備する本質的な義務を負っていると考えており、10年前の論稿でこのことを次のように指摘した。「セクシュアル・ハラスメントの本質は労働過程における性的自己決定権の侵害であって、これをもっと正面から保護法益としてよい。労働者、とりわけ女性労働者が安んじて労働をできるためには、セクシュアル・ハラスメントなどが職場にあってはならないのであって、セクシュアル・ハラスメントのない職場であることが契約上の労働提供の前提でなければならない。使用者は、労働契約上の信義則に基づき、セクシュアル・ハラスメントのない労働環境を整備する本質的な義務を負っていると言える。」<sup>34)</sup>

そもそも労働災害や職業病との関連で問題となる使用者の安全配慮義務を最高裁として初めて認めた75年判決（最判1975・2・22 民集29・2・143）は、「公務員が前記の義務（職務専念義務、上司の命令に従う義務——引用者注）を安んじて誠実に履行するためには、国が、公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠」であるこ

とを指摘していた。私見はこのような考え方とパラレルに安全配慮義務を含めた労働環境配慮義務の中にセクシュアル・ハラスメントのない労働環境を整備する義務（債務）を見出そうとするものである。

### （3）近時の判例動向

近時の判例には、セクシュアル・ハラスメント防止に関する使用者の法的責任を、次のようにこのような債務としての労働環境配慮義務違反の債務不履行責任として認めるものがある。

京都地判97・4・17（判タ951・214）は、男子社員による女子更衣室のビデオ盗撮に適切な措置をとらず、かえって男女関係を示唆するような発言をした取締役と会社に対して債務不履行責任及び不法行為責任が認められた事例である。判決は、次のように判示した<sup>35)</sup>。

「被告会社は、雇用契約に付随して、原告のプライバシーが侵害されることがないように職場の環境を整える義務がある。」「被告会社、雇用契約に付随して、原告がその意に反して退職することがないように職場の環境を整える義務がある」

また看護婦に対するセクシュアル・ハラスメント事件である三重・厚生農協連合会事件で津地判97・11・5（労判729・54）は、次のように判示した。

「使用者は被用者に対し、労働契約上の付随義務として信義則上職場環境配慮義務、すなわち被用者にとって働きやすい職場環境を保つように配慮すべき義務を負っており」として、使用者にこの義務違反の債務不履行責任を認める。

### （4）男女雇用機会均等法21条

なお前述したように、男女雇用機会均等法は、「職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮義務」を規定し、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。」旨規定している。

この点につき奥山明良は「改正均等法に基づく配慮義務の概念は、あくまでもセクシュアル・ハラスメントの防止について事業主が雇用管理上配慮すべき事項についての義務の設定にとどまり、この義務違反がただちに契約違反、すなわち債務不履行を構成するものではない。」とする<sup>36)</sup>。しかし、使用者の労働環境配慮義務の本質的内容としてセクシュアル・ハラスメント防止義務が含まれるとする私見からすれば、この規定は雇用契約上の労働環境配慮義務を確認的に条文化したものと解される<sup>37)</sup>。

### （5）契約上の労働環境配慮義務論の積極的意義

セクシュアル・ハラスメント防止に関する使用者の法的責任は前述の福岡セクシュアル・ハラスメント訴訟事件判決にもみられるように、民法の使用者責任を追及することによっても可能である。にもかかわらず、契約上の労働環境配慮義務の問題としてSH防止責任を捉えることは、第一に理念的問題としてSH防止責任が使用者にあることを明確化し、第二にこの労働環境配慮義務が前提されることによってそこから具体的措置を導出することができる根拠をつくりだせる点に大きなメリットがある。第三に契約関係上の安全配慮義務についていわれていた契約交渉規範としての意義が、契約上の労働環境配慮義務にもあてはまる点も大きい。契約上の安全配慮義務論の固有の意義として山本隆司は「安全配慮義務を定立する規範」は「継続的接触関係にある当事者間で設定される交渉準則を具体化されるもの、従ってそうした関係全般の、生命身体保護に向けての最終的受け皿」であることに注意を喚起し、安全配慮義務は「交渉関係それ自体を規律する規範としての性質を有する義務」であるとした<sup>38)</sup>。これと同様に労働環境配慮義務も労働者がセクシュアル・ハラスメントのない労働環境を主体的に形成する際の法的武器となり得るのではないか。

この点で水谷英夫が「理論的には、使用者の義務内容の具体化、当事者の権利義務関係を事前に設計するという予防法学的見地からみても、契約的構成によって、使用者責任の義務内容をより具体化していくことが労働法学の課題とされよう。」としている点が注目される<sup>39)</sup>。

## 2 大学固有の責任

### (1) 大学の負う安全配慮義務

これまでも、大学が安全配慮義務を負う事は裁判例上も認められてきた。たとえば、防衛大学校友会パラシュート部所属学生の降下訓練中の水死事件で安全配慮義務違反の責任を認めた東京地判92・4・28(判時1436・48)は、次のように判示する。

「大学校の設置者である国は、信義則上、学生に対し、教育訓練義務遂行のために設置すべき場所、施設及び器具の設置及び管理または学校職員の指導監督のもとに遂行する教育訓練の管理に当たって、学生の生命、身体及び健康等を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務を負うものと解すべきである。」

同様な事件で学校法人の使用者責任が認められた事例もある(最判92・10・6 判時1454・87 私立大学の応援団員が上級生から暴行を受けて死亡した事故につき学校法人の使用者責任を認めた事例)。

### (2) 各大学のセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインにおける教育研究環境への配慮

多くの大学のセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインではセクシュアル・ハラスメントの防止を大学が負うべき教育・研究環境への配慮の一環として位置付けているが、それは全く正当なことである。この点を明示するものとして、早稲田大学のガイドラインでは「すべての教職員および学生等が個人として尊重され、快適な教育研究環境および労働環境のもとで就労または就学することができるよう具体的かつ必要な配慮と措置をとることを宣言します。」(1999年2月)としている。その他、大分大学のガイドライン(1999年3月)では「セクシュアル・ハラスメントのない快適な環境において、学び・研究し・働く権利を保障するために、このガイドラインを定めます」と規定されている。また京都産業大学のガイドライン(1999年11月)では「安全で平等な就学・就労の権利を保障し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、発生した場合の迅速な対応と、適切かつ公正な措置を行うために、このガイドラインを定める」とする。金城学院大学ガイドライン(1999年)は「大学は、セクシュアル・ハラスメントのない学習環境、課外活

動を楽しむ環境、研究環境、労働環境をつくる責任を負います」としている。筆者の所属する立命館大学でも、セクシュアル・ハラスメント相談室の相談の手引き(2000年6月)に「立命館学園では『平和と民主主義』の教学理念のもと、学園構成員の基本的人権を守り、尊重するため、また学生の学ぶ権利と、学び成長する環境を保障するため、いかなるハラスメントも容認しない取り組みをすすめています」とある。しかし、問題はこのようなセクシュアル・ハラスメント防止や適切な対処についての措置の大学の責任の性格である。これは大学の基本的立場を宣言した(それ自体も重要なことはもちろんだが)にとどまるべきものではなく、大学のセクシュアル・ハラスメント防止や対処に関する法的責任を基底に据えた法的義務と捉えるべきである。この点を次に論じよう。

### (3) 教育研究環境配慮義務の一つとしてのCSHのない教育研究環境の実現義務

大学は学生・院生との間で在学契約関係上安全配慮義務を負うだけでなく、在学契約関係上の信義則に基づき学内でセクシュアル・ハラスメントなどのない環境で教育研究を受けさせる義務、教育研究環境配慮義務を負っていると解すべきである。なぜなら、セクシュアル・ハラスメントを受けるような環境では十分な教育を受けることはできないし、また研究を行うことはできない。まさに、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントは、「良好な研究教育環境の中で研究・教育を受ける利益」(前述の東北大学大学院事件判決)の侵害なのである。

この点で、鳴門教育大学事件徳島地裁判決(末尾表I A 3)の次の判示は注目に値する。「学生の大学在学関係は双務有償の無名契約であると解することができるが、大学は右契約の付随義務として、学生に対し研究教育環境を整える義務を負っており、学生は良好な環境の中で研究し教育を受ける利益を有しているというべきである。」

### (4) 大学の研究教育環境配慮義務の債務構成のメリット

このようにセクシュアル・ハラスメントの防止について、大学が大学として固有の法的責任を負うこと、その法的根拠が他ならぬ大学と学生・院生との

間の在学契約関係上の信義則に由来すると捉えること、従って、大学のセクシュアル・ハラスメント防止義務は契約関係上の債務であり、その違反は債務不履行責任を帰結すると捉えることは、次のような固有なメリットをもたらす。

### ① 大学自体の法的責任の根拠の明確化

今日のCSHをめぐる問題状況で最大の問題の一つはCSHの防止および被害が発生した場合のアフターケアについて、直接の加害者となる教員はもとより、大学自体においても自己の固有の法的責任の自覚が余りに弱いことにある。現在多くの大学では文部省の通達がだからガイドラインをつくり、相談室をつくったが、実際の相談員はこうした被害の問題について全く専門的知識をもたない教職員であることが殆どであり、ガイドラインや相談室の実質が全く機能していないところが多いと言われている。また中にはガイドラインをそもそも設定しない大学やつくっても公表しない大学など、何のためのガイドライン設定がわからないようなところもあると言われている<sup>40)</sup>。

これは結局、CSHは自己の大学にはないという全く実態的な裏づけをかけた思い込みを持っているか、或いはCSHは個々の大学教員と個々の学生・院生の間に生じた個人的な問題であって大学には無関係と考えているか、或いは問題だとしても見てみぬ振りをしているかであろう。奥山は「何よりも教員をはじめとする関係当事者がこの問題を他人事ではなく、自身の問題として、また大学自体が組織全体の問題として位置づけ」ることの重要性を指摘するが<sup>41)</sup>、問題はこのような「位置づけ」をどのような観点から行うかである。私見によれば、前述のように大学は在学契約関係上、学生・院生に教育をし、研究を指導する義務を負い、また学生・院生は良好な環境の中で教育を受け研究をする利益（債権）を有しているのであって、セクシュアル・ハラスメントはこのような学生・院生の利益を基本的に侵害するものとして、そのような利益の侵害を防止し、もし侵害された場合にはその侵害を直ちに停止させ、被害を回復するための措置をとることが大学に本質的に課されていると考える。この意味でむしろ個々の教員は、大学が負う研究教育環境配慮義務の履行

補助者としての側面も有するのであり<sup>42)</sup>、個々の教員による研究教育環境配慮義務違反は直ちに債務者たる大学の法的責任を発生させるとも言える。

### ② 包括的な教育研究環境配慮義務による具体的な義務の指定制

またこのような包括的な教育研究環境配慮義務が大学に指定制されることによって、そこから具体的な履行措置（事前予防・事後救済措置、指導教員の交替等）や場合によっては同時履行の抗弁権（欠席権、学費納入の拒否等）の導出も法的に可能になる。更に法技術的には、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は損害及び加害者を知った時から3年間の短期消滅時効にかかる（民法724前段）のに対して、契約関係上の教育研究環境配慮義務違反としての債務不履行責任は権利行使可能時から10年間（民法167Ⅰ、民法166Ⅰ）という一般の消滅時効期間が適用される点で被害者に有利である<sup>43)</sup>。

更に、国公立大学の責任を問う場合に、不法行為責任の追及ということになると国家賠償法上の請求ということになるが、国家賠償法は公務員個人の不法行為責任を認めていないと解されているので、被害者としては、大学だけに国家賠償責任を追及するか、或いは直接の加害者たる教員だけに不法行為責任を追及するかという二者択一の選択を迫られるおそれがある<sup>44)</sup>。これに対して、大学の責任は教育研究環境配慮義務の問題として債務不履行責任を追及できるならば、直接の加害者への不法行為責任の追及と併せて同時に両者に責任追及をできるというメリットもあるのではないかと<sup>45)</sup>。

### ③ 交渉規範としての教育研究環境配慮義務

更に労働環境配慮義務論の中で述べた交渉規範としての意義は、そのまま教育研究環境配慮義務にもあてはまる。

高嶋は「精神的な安全を確保するということが適切な教育環境を整備することにつながる」「事故の予防という観点からいきますと、おそらく安全配慮義務構成、契約構成に有利な点があるのではないかと」「一種の環境整備、安全配慮請求権というようなものを積極的にアクションを起こす1つの手がかりにできるのではないかと」と指摘しているが<sup>46)</sup>、このような義務が大学にあり、逆に学生・院生にはその

ような義務を尽くすことを請求すべき正当な法的権利があることを明確にすることは、大学内からキャンパス・セクシュアル・ハラスメントのない大学の教育研究環境を整備していく、させていくための主体的契機となろう<sup>47)</sup>。

なおこの点で、牟田和恵がセクシュアル・ハラスメントに関して不法行為責任を追及することの意義の限界を次のように指摘している点が想起される。すなわち、「不法行為法に訴える限り、原告が法的に要求できるのも、裁判所が命じることができるのも、原告である個々の被害女性への損害賠償のみである。会社の使用者責任が認められたとしても、それは変わらない。言い換えれば、民法不法行為に拠ってセクハラが訴えられる限り、これからいくら訴訟が積み重ねられ、多くの勝利判決が得られたとしても、被害者がすでに被った被害への『償い』が増えていくだけだ。」<sup>48)</sup>

これに対して大学が債務としてCSHのない教育研究環境を配慮すべき本質的義務を負っていると解すこと、その具体的な義務内容を確認していくことは、被害者一人にとってでなく、大学が学生・院生全体に負うべき義務を明らかにしていくことによって大学全体の教育研究環境配慮をすすめていく重要な契機をつくることになろう。

さらにまた、このような大学の教育研究環境配慮義務は学内での履行にとどまらない場合も考えられる。例えば、被害者が院生や研究者の場合には将来の研究環境への加害教員による報復的な阻害<sup>49)</sup>がなされないようしかるべき措置、すなわち大学内で生じたセクシュアル・ハラスメント事件について教員への処分がなされたような場合には、所属学会にこれを通知する義務を負わせ、所属学会でこれへの対処を行う（理事などになっている場合にそのようなものを理事としておくことの妥当性などについて検討するなど）、そのための委員会設置を学会に置くことなども検討課題となろう。セクシュアル・ハラスメント被害は、被害者個人にとっての教育研究環境の侵害であるだけでなく、教育研究主体に対する公益的な侵害（教育・研究が遅れる、なされないという側面）である点で社会にとっても問題である。セクシュアル・ハラスメント防止や適切な対処につ

いての学会の社会的責任のあり方も含めた総合的な検討が必要であろうし、そのために日本学術会議などがイニシアチブをとることも考えられて良い。

## おわりに

快適なキャンパスづくり(人間関係を含む)  
への教員・職員・院生・学生の主体的関与の  
ために

### 1 自律した権利主体としての教員・職員・院生・学生

なおここに大学の教育研究環境配慮義務を論じたからといって、この配慮は大学に対して、パターンリステイックな配慮をお願いしているのではない。むしろそれは大学への教育研究環境配慮義務の履行請求権に対応した法的債務であることを明確におこななければならない。各大学におけるガイドライン設置後に、このようなガイドラインの実効化を図るために院生や学生が主体的に調査をしたり相談窓口を設けたりする例がうまれてきているが<sup>50)</sup>。大学の教育研究環境配慮義務の交渉規範としての法的意義は、まさにこのようなセクシュアル・ハラスメントのない、或いは不幸にして起こった場合の適切な対処をすべき教育研究環境実現のための主体的形成の点で現実の意義を発すると思われる。なお大学構成員による教育研究環境実現とのかかわりで、新谷は「安全で快適な労働・教育・研究環境であるのかは、そこに働き・学ぶ教職員・学生の判断することがらですから、教授会、学生自治会、労働組合を通して、学内の状況と意見を把握し、全学的検討のもとに、大学構成員の合意を積み重ねながら、セク・ハラ規定を作成」することの重要性を指摘する<sup>51)</sup>。もっともな指摘であるが、このような正式な機関の合意や「全学的検討」を積み重ねることとは別に（それはともすれば被害者救済よりも組織防衛に傾くことがある）、インフォーマルな形でのネットワーク型運動も、CSHのような権力濫用型被害には有効であり、また有意義ではないだろうか。

### 2 そのための大学内人間関係の脱権力関係化（権力から義務的権限へ）

さらにまた、大学にCSH防止の、また適切な事



後対応の教育研究環境配慮義務があることを確認したからといって、すぐにCSHがなくなるものではないだろう。多くの場合、CSHは自らが権力を持っていることにつき無自覚な教員により、被害者との間には「恋愛」や「合意」があるものと幻想されて行われることが多いからである。

この点で問題の根源は大学における権力関係にあり、大学の市民革命（身分社会から市民社会へ）が必要だという沼崎の指摘はもっともである<sup>52)</sup>。

その上でそれを実現するために必要なことは何か。大学教員自身が自分が権力を持っていると自覚した場合、それではその権力はどのように行使すべきなのか、或いは捨て去るべきなのか。私見は、大学における教育・研究指導関係に権力関係は不可欠なものであるのかという、そもそも論を突き詰めていくことにこそ一つの鍵があると考えられる。

この点で参考になるのが、近時の親権概念の捉え方の問題であり、とくに興味深いのが、ドイツにおける親権概念の変遷である<sup>53)</sup>。ドイツにおいて民法典制定時、親権はelterliche Gewalt（親の権力）として捉えられていたが、これが次第にelterliche Sorge（親の配慮、監護）として捉え返されるようになる。すなわち、親が子に対して有する権限は子の福祉の配慮のために行使されるべきものという考えが強くなるのである。そして、1997年の法改正（BGB § 1626の改正。施行1998年）では、それまで父と母は子を監護する「権利と義務」（das Recht und die Pflicht）を有するという規定が、「義務と権利」（die Pflicht und das Recht）を有すると逆転させられたのである。これをもって義務的権利化（Pflichtrecht）と言われている。

教員は学生・院生に対して確かに成績評価権や指導にあたっての権限を持っている。しかしこれは「権力」（Gewalt）である必要はなく、権限なのである。しかもこの権限は学生・院生に十分な学力・研究力を身につかせるために教育し研究を指導するために大学から与えられている権限なのであって、そのような指導をする義務をも負っているのである。

このように教員は自ら持っている学生・院生に対する力は権力ではなく、学生・院生のために行使すべき義務的権限であることを明確に自覚すべきであ

り、また大学が学生・院生に対して負っているのもこのような義務的権限であることを自覚すべきであろう。

### 3 大学・学会におけるジェンダー構造の変革

更にCSHが大学におけるジェンダー構造に媒介されて起こることを考えた場合は、大学におけるジェンダー構造自体の変革が不可欠である。

そのためには、まず大学におけるジェンダー構造を自覚的に点検する内部機関や外部機関（第三者評価機関）による日常的評価が必要となろう。更に教員採用・職員管理職における女性比率の飛躍的向上や、教育において、ジェンダー論を必修化することによって、学内・社会における変革主体形成を促進することも重要な課題である。また学内に、以上の課題を推進しその成果を点検する教職員・学生・院生共同の恒常的委員会を設置することも検討されてよいだろう。

大学における教育研究環境配慮義務論は、こうしたジェンダー構造の変革にあたって、その思想的バックボーンをなす法的概念足り得るし、そう解すべきである。なお沼崎は、大学の責任を予防責任、対応責任、説明責任に分けて、加害者の文書による公的な謝罪や被害救済におけるカウンセリング費用の大学負担、中途退学における授業料返還、指導教員の交替、他大学教員による卒論・修論指導、転学の斡旋、セクシュアル・ハラスメントの現状についての報告責任など極めて示唆に富む議論を展開している<sup>54)</sup>。今後は本稿で展開したこの義務の性質論という論点もおさえつつ、その具体的内容と効果論について検討すべきであろう。

### 注

1) 渡辺他（1997）9頁。渡辺和子さん（元・京産大教授）は、日本におけるこの問題の解決に向け理論的にも実践的にも文字通りパイオニアとしての役割を果たし、後述するキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの結成の中心人物であったが、惜しくも昨年12月25日、病のため帰らぬ人となってしまった。私はほんの数回、渡辺さんと直接にお話したことがあるだけだが、三年前に立命館

- に赴任したばかりで、京都では新参者の私とも気さくにお話をしてくださった。昨年11月の研究会で私が書いた東北大学事件の判例批評を渡辺さんにお渡しし、今後いろいろと教えて下さいとお願いしたばかりであったのに、本当に残念である。本稿は誠に拙いものではあるが渡辺和子さんに捧げたい。なお本稿の元となったのは、2001年5月12日にお茶の水女子大学で行われた法社会学会ミニシンポジウム「セクシュアル・ハラスメントと大学のジェンダー構造」の中で筆者が分担した報告「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント裁判からみた大学のジェンダー構造」と、2001年7月23日に立命館大学ジェンダー・スタディーズ研究会で筆者が行った本稿と同名の報告である。それぞれの報告に際しては、貴重な御意見・御教示を数多くいただき、とくに後者の研究会ではご多忙な中、この問題につき数多くの論稿を発表され、実践的にも様々な活動をされている牟田和恵さんからコメントーターとして鋭い質問・御意見をいただいた。それらの成果がどの程度本稿に反映されているか心もとない限りであるが、ここに記して謝意を表したい。
- 2) 1991年提訴のニューフジヤホテル事件。判決は静岡地裁沼津支判1991・12・20判タ745・238(慰謝料100万円と10万円の弁護士費用を認容)。本判決については、松本(1991)122頁以下を参照されたい。
  - 3) 日本におけるSH訴訟を総合的に検討した近時の著作として山崎(2000)、水谷(2001)は必読文献である。
  - 4) 京都地判1997・3・27判時1634・110。なお矢野事件については、小野(1998)、甲野(2001)。
  - 5) 二重の自己決定権の侵害につき、松本(1991)122頁参照。
  - 6) 林(1997)4頁。その他、浅倉(1999)4頁。
  - 7) 末尾の判決例リスト参照。
  - 8) 秋田事件については、秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会(2000)が詳しい。
  - 9) 矢野事件については、小野(1998)、甲野(2001)参照。
  - 10) この点を指摘するものとして渡辺(1997)7頁以下。
  - 11) 文部省訓令第4号(1999年3月30日)。この訓令及びその内容についての批判として、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国(1999)。
  - 12) キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク・ニューズレター第9号10頁以下(2000)。近時のガイドラインの状況については、田中(2000)69頁以下、北仲(2001)22頁以下など。
  - 13) 末尾のリスト参照。
  - 14) セカンド・セクシュアル・ハラスメントの問題については、沼崎(2001)149頁以下。
  - 15) 渡辺和子編(1997)40頁以下、104頁以下参照。
  - 16) お茶大でセクシュアル・ハラスメントを考える会(2001)150頁によると、お茶の水女子大の学部学生時代に被害にあった例(5人)よりも大学院時代の被害が多い(22人)。都立大学の教員・院生を対象にした調査(1997年12月実施)によると、女性の回答者のうち57名(46%)がセクシュアル・ハラスメントを経験したことがあると回答し(浅倉むつ子(1998)11頁)、また明治大学教職員組合の調査(1998年12月)では女性の回答者の約14%が深刻なセクハラを受けたことがあるとしている(55頁)。日本学術会議の女性研究者を中心に行われた「科学研究者の環境に関する調査」(1996から1997年に実施)では、女性回答者1353人のうち416人(30.7%)が何らかのセクシュアル・ハラスメントの経験があると回答している(浅倉・加藤(1999)182頁)。その他学部別の被害についてアンケート調査したものとして、石川(2001)。セクシュアル・ハラスメントをめぐる日本の調査状況全般については、北仲・高島(2000)、北仲(2001)19頁以下参照。
  - 17) 江原由美子(1997a)258頁。
  - 18) 大学におけるジェンダー構造と権力関係については、沼崎(2001)75頁以下、上野千鶴子編(1997)参照。
  - 19) 江原(1997a)258頁。
  - 20) 沼崎(2001)は窪田(1999)にも依拠しつつこの点を指摘する(57頁以下)。
  - 21) 渡辺編(1997)105頁。
  - 22) 沼崎(2001)65頁以下、北仲(2001)17頁以下。江原(1997b)18頁以下は、この点に関して「ムラ」としての研究者集団の問題性を指摘している。
  - 23) 末尾表一A8、12の東北生活文化大事件はまさにこのような例である。
  - 24) 沼崎(2001)11頁。
  - 25) 沼崎(2001)62頁以下は「教員個人への社会的勢力の集中」を指摘する。
  - 26) スクール・ハラスメントについては門野晴子(1990)。その場合、逆に生徒の自立性がより弱い故の問題性があることは言うまでもない。
  - 27) この点で研究職女性に固有の性差別として「アカデミック・ハラスメント」を定義する上野千鶴子編(1997)所収の上野、大沢、江原などの各論稿参照。角田(2000)は、これらの点で「大学がセクシュアル・ハラスメントの温床になる『必然性』」を指摘する(116頁)。
  - 28) 牟田(1999)39頁、同(2000)146頁以下。
  - 29) この判決の検討として松本(2000)、牟田(2000)155頁以下、角田(2001)74頁以下参照。
  - 30) 水谷(1999)66頁。
  - 31) 牟田(2001)35頁以下。
  - 32) 松本(2000)110頁。
  - 33) この事件の詳細については、職場での性的いやがらせと戦う裁判を支援する会編(1992)。
  - 34) 松本(1991)122頁。
  - 35) 本判決の検討として、石田真(1998)20頁以下。
  - 36) 奥山(1999)160頁。
  - 37) 同旨・水谷(1999)70頁。山崎は、「均等法上の配慮義務の内容は、すでに不法行為の注意義務や労働契約上の配慮義務の内容になっていると解することができる部分はかなりある」とする(山崎(2000)274頁)。
  - 38) 山本(1984)632頁以下。なお私見もこのような安全配慮義務の交渉規範設定機能は重大な意義を有す

ると考えている（松本（2001）51頁）。

- 39) 水谷（1999）68頁。  
 40) この点についての指摘として牟田（2001）62頁以下。沼崎（2001）139頁以下、北仲（2001）23頁以下など。  
 41) 奥山（2001）8頁。  
 42) 京都産業大学の「教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止の手引き」には、「職員は、人権を守り、安全な労働・教育・研究の環境を保持するために、セクシュアル・ハラスメントの防止と排除に努める義務があります。」と規定する。また沼崎（2001）51頁以下は、教育の専門家としての「職業的責任」という観点から個々の教員のセクシュアル・ハラスメント防止責任を論じており興味深い。なお教員は大学に対して、自らに対するセクシュアル・ハラスメントが起こらないように、或いは起こった場合には適切に対処するよう教育研究環境を整備すべき義務の履行を請求する教育研究労働者としての権利主体の側面もある。  
 43) 契約関係がある当事者間での生命・健康侵害を不法行為上の注意義務違反ではなくて、安全配慮義務違反の債務不履行責任として法的構成する事故類型は、第一に労災職業病領域で、ついで学校事故領域が多い。これはそれぞれの事故領域において被害者が加害者（使用者、学校）の法的責任を労働契約継続中、在学契約継続中に追求することの事実上の困難があるが故に、3年間の不法行為に基づく損害賠償請求権では消滅時効が完成してしまうという理由にも規定されている。この点についての裁判例の分析として、松本（1989）8頁以下。  
 44) この点を指摘するものとして、林（1997）5頁。  
 45) 実際にそのような法的構成で国立大学の加害教員自身には不法行為責任を、大学の管理者たる国には国家賠償賠償責任（国賠法1条1項）のほかに、債務不履行責任を追及している訴訟として、大阪外大事件がある（末尾表二A7）。  
 46) 高島（1999）24頁。  
 47) 労働過程について同旨を指摘するものとして、山田省三（1999）113頁。  
 48) 牟田（2001）59頁。  
 49) 学会の人間関係を通じたセクシュアル・ハラスメントや、所属する大学を変えても学会で被害者が加害者と顔を合わせつづけるという問題を指摘するものとして、北仲（2001）17頁。  
 50) お茶の水女子大内に1999年末に発足した「お茶大でセクシュアル・ハラスメントを考える会」（その調査活動結果についてジェンダー研究4号147頁以下参照）や2001年4月に発足した京都大学文学研究科社会学研究室の例。また名古屋大学では、1996年以来、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止のための学内ネットワークを教官・院生・学生主体のネットワークでつくり、最近では大学当局側の用意する窓口とは別の駆け込み窓口の機能も果たしているという（後二者については2001年7月28日・29日に行われた第7回全国キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク集会での報告・発言に

よる）。

- 51) 新谷（2000）35頁以下。  
 52) 沼崎（2001）205頁以下。  
 53) この点についての日本への紹介として、遠藤富士子「ドイツ家族法の変遷-最近の親子法改正を中心に」ケース研究256号33頁（1998）。  
 54) 沼崎（1998）25頁以下。

## 引用文献

- ・秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会編「セクハラ神話はもういらぬ」（教育史料出版会、2000）
- ・浅倉むつ子研究代表「大学におけるセクシュアル・ハラスメントと性差別の実態調査——東京都立大学における教員・大学院生を対象とした調査報告書」（1998年7月）
- ・浅倉むつ子「セクシュアル・ハラスメントと大学の責任」労旬1449号4頁（1999a）
- ・浅倉むつ子・加藤春恵子「男女差別とセクシュアル・ハラスメント」原ひろ子編「女性研究者のキャリア形成」（勁草書房、1999）
- ・石川洋明「名古屋国立大学におけるセクシュアル・ハラスメント問題の現状と課題——調査データ分析と対策の検討——」名古屋国立大学人文社会学紀要10号67頁（2001）
- ・石田眞「セクシュアル・ハラスメントによる退職と損害賠償」労旬1441号20頁（1998）
- ・上野千鶴子編「キャンパス性差別事情 ストップ・ザ・アカハラ」（三省堂、1997）
- ・江原由美子「大学における『性差別』——セクシュアル・ハラスメントを中心に」渡辺和子他（1997a）235頁以下。
- ・江原由美子「＜アカハラ＞を解決困難にする大学社会の構造体質」上野編（1997b）
- ・奥山明良「職場のセクシュアル・ハラスメント」（有斐閣、1999）
- ・奥山明良「セクシュアル・ハラスメントのないキャンパスを目差して——問われる大学の責任と防止対策の確立へ——」季刊教育法128号4頁（2001）
- ・小野和子「京大・矢野事件」（インパクト出版会、1998）
- ・門野晴子「スクールセクシュアル・ハラスメント」（学陽書房、1990）
- ・北仲千里「セクシュアル・ハラスメント対策の制度化がもたらすもの」名古屋大学社会学論集19号（1998）
- ・北仲千里・高島智世「セクシュアル・ハラスメント調査の現状」名古屋大学社会学論集21号（2000）
- ・北仲千里「大学・学校におけるセクシュアル・ハラスメント——概念、その構造と対策」季刊教育法128号9頁（2001）
- ・キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク編「ガイドラインの手引き」（ひだまり出版、1999）

- ・キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク・ニューズレター第9号(2000)。
- ・窪田由紀「セクシュアル・ハラスメントの背景——社会的勢力の概念による『力関係』の分析」九州国際大学教養研究6巻1号(1999)
- ・甲野乙子「悔やむことも恥じることもなく」(解放出版社, 2001)
- ・職場での性的いやがらせと戦う裁判を支援する会編(1992)。『職場の「常識」が変わる——福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』(インパクト出版会, 1992)
- ・新谷一幸『セクシュアル・ハラスメントと人権 キャンパス・セク・ハラの見方・考え方』(部落問題研究所, 2000)
- ・高嶋英弘「民法から見たキャンパス・セクシュアル・ハラスメント」京都産業大学教職員労働組合編『キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと法』(1999) 11頁。
- ・田中かず子「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント, ガイドラインを検証する」女性労働研究37号69頁(2000)
- ・角田由紀子『性差別と暴力 続・性の法律学』(有斐閣, 2001)
- ・沼崎一郎「大学の責任とは何か——予防・対応・説明——」キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク編『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント——大学の責任, どこまで, どうとらせるか』(1998)
- ・沼崎一郎『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対応ガイド』(嵯峨野書院, 2001)。
- ・林弘子「企業から大学へ——広がるセクシュアル・ハラスメント訴訟」労旬1407号4頁(1997)。
- ・松本克美「時効規範と安全配慮義務——時効論の新たな胎動」神奈川法学25巻2号1頁(1989)。
- ・松本克美「セクシュアル・ハラスメントに対する慰謝料請求」ジュリスト985号122頁以下(1991)
- ・松本克美「『教育上の支配従属関係』を背景としたセクシュアル・ハラスメント」法律時報72巻12号108頁以下(2000)
- ・松本克美「強制連行・強制労働と安全配慮義務」(2・完)立命館法学273号(2001)
- ・水谷英夫「日本におけるセクシュアル・ハラスメント裁判例の検討」日本労働法学会誌94号57頁以下(1999)。
- ・水谷英夫『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理』(信山社, 2001)
- ・牟田和恵「キャンパスセクハラはなぜ深刻か」書齋の窓99年6月号(1999)。
- ・牟田和恵「キャンパスでのセクシュアル・ハラスメント」東京女性財団編『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ』(有斐閣, 2000)
- ・牟田和恵『実践するフェミニズム』(岩波書店, 2001)
- ・明治大学教職員組合『明治大学におけるキャンパス・セクシュアル・ハラスメント問題についての教職員組合の取り組み——よりよいガイドライン作成に向けて』(1999)
- ・山崎文夫『セクシュアル・ハラスメントの法理』(総合労働研究所, 2000)
- ・山田省三「職場におけるセクシュアル・ハラスメントをめぐる裁判例の分析(二・完)」法学新報106号1・2巻(1999)
- ・山本隆司「安全配慮義務論序説——不完全履行・積極的債権侵害に関する一考察」立命館法学171号(1984)
- ・渡辺和子・女性学教育ネットワーク編著『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント——調査・分析・対策』(啓文社, 1997)

表・日本におけるキャンパス・セクシュアル・ハラスメント関連訴訟・事件報道

I 判決

A 被害者からの損害賠償請求事件（6事件・12判決）1を除き請求認容

- 1 秋田県立農業短大事件 研究助手 秋田地判1997・1・28 判時1629・121  
93年提訴 名誉毀損60万円→5
  - 2 琉球大学留学生事件 留学生 那覇地判1998・3・27 170万円（550：30%）  
95年6月提訴（懲戒免職・99・3・31）
  - 3 鳴門教育大事件 大学院生 徳島地判1998・9・29 220万円認容（550：40%）  
96年10月提訴 →6,9
  - 4 三重大学教育学部事件 学生 津地判1998・10・15 33万円 →10万
  - 5 秋田県立農業短大事件 仙台高裁秋田支判1998・12・10 判時1681・112  
180万円（330：55%）→1（停職1か月 99・2）
  - 6 鳴戸教育大事件 高松高裁1999・6・23 原審維持 220万円 → 3,9
  - 7 東北大学事件 大学院生 仙台地裁1999・5・25 判タ1013・182, 判時1705・146  
本件。←98年提訴↓ 750万円（1000：75%） → 11
  - 8 東北生活文化大事件 副手（教え子）仙台地判1999・6・5 700万円（1200：60%）→12
  - 9 鳴門教育大事件 1999・11・12 上告棄却 220万円維持
  - 10 三重大学教育学部事件 名古屋高判2000・1・27 90万円に増額 →4
  - 11 東北大学事件 仙台高判2000・7・7 750万円+150万円（弁護士費用）（1250：72%）→7
  - 12 東北生活文化大学事件 仙台高判2001・3・29 抵抗が不十分として減額 →8  
700万円→230万円に（請求額の約5分の1，原審認容額の約3分の1）
- 十\* 奈良県立医大アカハラ事件・大阪地判2000・10・11 550万円請求 55万認容

B 加害者とされた者からの損害賠償請求事件（上記1も参照）○請求容認 ×棄却

- 1 京大矢野元教授事件
  - ① 京大教授地位確認訴訟 × 東京地判1996・8 国（文部省）
  - ② 名誉毀損（京大入学生教授小野訴訟）× 京都地判1997・3・27 判時1634・110「レイプに始まるすさまじいまでのセクハラ」などという表現のもとになった被害者の手記内容は事実と認められるとして、元教授の請求を棄却（94年提訴・93年手記）
  - ③ 名誉毀損（元秘書）京都地判1998・9・19 ×  
「地位を利用し、暴力を用いて元秘書に性的関係を強いていた」
  - ④ 弁護士の不法行為 京都地裁1997・7・9 × 強姦、性的関係の強要、セクハラの実事を認定
- 2 神奈川県立外国語短大事件 名誉毀損  
×横浜地裁川崎支判1998・3・20 労判770・135 ○東京高判1999・6・8 労判770・129
- 3 東北学院大学名誉毀損事件 仙台地裁2001・2・20  
セクハラを理由に授業担当を外されたことに対して、主任教授を相手取り慰謝料300万円を請求した訴訟で、セクハラ行為を間接的に認定し、請求棄却。

II その他提訴事件

A 被害者からの請求

- 1 鳥取大学農学部事件 1998・6・16 300万円の支払で和解

**2 \* 日大事件 東京地裁 1998・12・24 提訴 1200万円**

日大の女子学生が、講座の合宿中に指導教授からセクシュアル・ハラスメントを受け、精神的後遺症に苦しんだ上、就職活動にも悪影響が出たとして、教授と大学理事長を相手取り慰謝料など1200万円を請求。

**3 千葉大医学部事件 千葉地裁 1999・6・22 提訴 880万円**

千葉大医学部院生が講師から・セクシュアル・ハラスメントを受けたとして提訴。

→ 学内に調査委員会が設けられ、講師は辞職。(朝日新聞)

**4 旭川医大医学部事件 学生間 旭川地裁 1999・7・9 提訴 1100万円**

旭川医大医学部看護科の女子学生が、男子学生を相手取り「性的暴力を受け、身体的、精神的苦痛を受けた」として1100万円の損害賠償を求め訴訟を起こす。

**5 東洋英和女学院大学大学院教授 99提訴 懲戒免職**

ホテルに呼ばれ、ベッドで体を触られた。→ 双方、法廷で争う

**6 \* 名古屋市立大学事件 名古屋地裁 2000・2・17 提訴 450万円**

名古屋市立大学人文社会学部の男性教授がロシアに学術調査に出かけていた際に通訳をした日本人留学生の女性をホテルの自室に招いて、私的な会話でセクシュアル・ハラスメントをしたとして、教授と名古屋市を相手取り訴訟。

→ 名古屋市・戒告処分に (2000・2・21)

**7 大阪外大事件 大阪地裁 2000.6.1 提訴 550万円**

大阪外国語大学大学院博士後期課程在学中の女子院生が指導教授からセクハラ (プライバシーに干渉、車に同乗させる、スキーにしつこく誘う等)、アカハラ (指導の放棄、退学強要、進路妨害など) を受けた。被告: 元指導教官 (民法709), 設置者たる国 (国賠法1条, 在学契約に基く債務不履行責任)

**B 加害者とされた者からの提訴**

**1 三重大学医学部学生事件 1999・10・18 津地裁に提訴 退学処分取消**

退学になった学生1名が退学処分の取消を求め

**2 広島修道大学人文学部教授 1999・12・20 地位確認・懲戒解雇無効**

学長に対して1000万円の損害賠償請求訴訟を提訴

**3 筑波大学事件 水戸地裁土浦支部 2000・1・27 名誉毀損**

セクハラに関する虚偽の告発文書を配布され非難決議があげられ、第三学群学長がこれを無効にしなかった職務放棄が名誉毀損につながった。

**4 広島市立大学国際学部教授 2001.2 地位確認・懲戒免職処分無効**